

前払金制度の改正について

1. 改正内容

(1) 前金払の支払限度額改正について

本市が発注する建設工事及び建設関連業務委託について、事業者の資金調達のより一層の円滑化を通じて、適正な施工を確保する目的で、前金払および中間前金払の支払限度額を改正するものです。

(2) 東日本大震災に伴う建設工事等の前金払の特例措置の終了について

小山市では、平成23年に発生した東日本大震災からの迅速かつ円滑な復旧・復興を図るため、前金払の割合を引き上げる特例を設けてまいりましたが、当該措置を終了するものです。

【 改正前 】

請負金額 500 万円以上の建設工事

●前払金 : 請負金額の 5 割以内

●中間前払金 : 請負金額の 2 割以内

支払限度額 : 前払金と中間前払金
合わせて 1 億円

請負金額 500 万円以上の建設関連
業務委託

●前払金 : 請負金額の 4 割以内

支払限度額 : 1 億円

【 改正後 】

請負金額 500 万円以上の建設工事

●前払金 : 請負金額の 4 割以内

●中間前払金 : 請負金額の 2 割以内

支払限度額 : 限度額無

請負金額 500 万円以上の建設関連
業務委託

●前払金 : 請負金額の 3 割以内

支払限度額 : 限度額無

2. 施行日

平成29年4月1日から施行する。

- ・平成29年度に契約した案件⇒改正後の制度を適用
- ・平成28年度に契約した工期が複数年の案件
⇒申出があった場合、協議の上、支払限度額のみ改正後の制度を適用